

Ⅷ 本委員会としての対応

1 谷川喜一証人の虚偽の陳述に対する地方自治法第100条第9項の規定に基づく告発

1) 平成19年2月、大村市農業委員会に(株)T・G・Fが提出した「農業経営基盤強化促進事業申出書」に添付されている資料において、谷川喜一氏は、農作業に90日間従事すると記載され、谷川富貴氏においては、農作業従事日数150日と記載されている。

しかし、谷川喜一氏は、(株)谷川建設、(株)谷川商事、(株)マルキ開発の代表取締役を兼務しており、その業務量から考えると、社会通念上、要件を充足させることは困難である。

また、「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりませんで、平成20年2月に永田証人の方から、要件を満たしていない旨、私の方に報告がありました。」との谷川喜一証人の証言にあるように、実際、その要件を充足することはできていない。

さらに、平成19年度の農業生産法人の報告書によると、従事日数は0日と報告されており、充足できないどころか、従事の実績すらないものである。

次に、谷川富貴氏については、当時、妊娠中であり、150日もの農作業への従事は実質不可能と考えられる。

実際、平成19年度の農業生産法人の報告書によると、従事日数は0日と報告されている。

加えて、小柳証人の証言では、「現在は、諫早の干拓地に集中しており、大村市は年2～3回程度の手入れを行っている状況。」と述べられており、本委員会が平成23年10月11日に行った現地視察においても、植えられた樹木の中には枯れかけているものもあり、収穫は望める状況にはなく、大村市での営農の実績はほとんどなかったと考えざるを得ない状況である。

これらの日数の記載は、この申請のみではなく、平成19年6月に大村市に行った「農業経営改善計画認定申請書」、平成19年8月に(財)長崎県農業振興公社に行った「諫早湾干拓農地借受申出書」、平成19年8月に諫早市に行った「農業経営改善計画認定申請書」などにおいても冒頭に記したものと同様の数字が使用されている。

さらに、谷川富貴氏、田丸加代子氏(株)T・G・F元取締役)両名に、

「(株)T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績について」証言を求め
るため出頭を請求したところ、出頭しない旨の上申書が提出されたが、そ
の中で「証言を求める事項」は、「農地法違反による刑事罰の対象となる
事項に関して証言を求めるものであること。」、「谷川喜一氏が刑事訴追
を受けるおそれがある事項に関するものである。」と記載されており、こ
のことは、申請内容に虚偽の事実が記載されていると自認したとも言える
内容である。

これらのことから、申請内容について、当初から要件を充足させようと
いう意思は見えず、大村市農業委員会から農業生産法人として認められる
ための形式上だけの数字であるにとどまらず、計画遂行の意思を汲み取る
ことができない、実態と異なる架空の記載がなされているばかりか、農作
業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえで虚偽の記載をし
たものと断じざるを得ない。

これについては、大村市、諫早市農業委員会、諫早市に対する申請につ
いても同様の帰結である。

2) ところで、法人の設立という重大な行為に対し、一般的に設立に直接関
係する要件には代表取締役自らが十分な注意を払うべきところであるが、
谷川喜一証人は、本委員会において(株)T・G・Fの設立に関し、「昨今の
受注環境の厳しさの中、逆にいえば受注がとれていない状況で、私どもの
住宅、非木造部門以外の社員も40名を超えるスタッフがおりますが、この
メンバーたちになかなか現場を提供できないほど苦戦をしております。こ
れも、私にとって見れば非常に厳しい環境にあると言わざるを得ないと思
っております。

なぜ農業を目指したかというご質問がありました。先ほどお話しさせて
いただきましたように、公共工事に関しましても受注状況は非常に厳しい。
また、住宅業界におきましても、これから先、人口減少の中、当然市場が
狭まる中、市場を求めて九州各県、支店展開をしておりますが、それでも
着工戸数は落ちてまいります。その中で、ここ10年、15年に関しましては、
着工戸数ないしはリフォームに対して力を入れて経営努力をしていき
たい、経営努力で何とかしていかなければならないというふうに思ってお
りますけれども、10年、20年を見た時に、今のままでは当然成り立たないだ
ろうということで、もう一つの柱を持ちたいということで農業を選択させ
ていただいたということです。

私ども、41年目を迎えておりますが、定年退職者の方も当然これから多
く出てこられる中で、また、第二の人生を谷川で歩んでいただくためにも、

そういった受け皿があってもいいのではないかということで、農業を選択させていただきました。その中で今回の農業に関しましては、一つは大村の草場の果樹園の問題と、諫早湾干拓に対する入植の問題と、それぞれに国内、国外を含めまして、これは将来性、将来的な見通しがあるのではないかと。

草場に関しましては耕作放棄地、遊休地がたくさん、あの斜面に広がっておりますので、あの斜面を小豆島のようにオリーブ畑に変えていくことで、実を我々が収穫する、もしくは実自体をとっていただいた方から我々が購入する、こういったことで、我々自身が作物を育てる、もしくは協力農家の方々に育てていただくというようなことで成り立つのではないかとか、また、諫早湾干拓地の方では、大規模な農地になりますので、あれだけ広大なフラットな農地は日本全国探しても、北海道以外にはないということで、省力化した農業経営ができるのではないか。このような考えをもって、具体的に検討を始めたということになると思います。

これから農地に対しましてはさまざまな問題も、今現在、例えば土づくりの観点からいきましても、なかなか売上げ的にも貢献できていないところがありますが、5年、7年、10年という中では確実に収益が残せる土壤でもあると、また規模的にも広がっていくものだというふうに確信をして、今現在、経営を進めている状況にあると思います。」と証言しており、(株)T・G・Fの設立については、農業経営に携わって行くという、並々ならぬ決意とともに、なおのこと力を入れていたものと思われ、従って、会社経営者として当然に会社設立に関する法定の手続きや借り上げ予定農地についても十分承知していたと窺われる。

さらに、新聞報道がなされた後、代表取締役を辞任した理由として、谷川喜一証人は「農業に対する思いはありましたが、現実問題として、従事日数等含めて不足しているということで、これは言いますように、マスコミの報道と、また、実際の従事日数等の問題を考えて辞任をした。」と証言しており、自身が農業生産法人にかかる要件を満たしていないことを認識していたことが窺えるものである。

- 3) 加えて、まず、当初に設立を企図していた(株)谷川農場(仮称)の構成員に役員として谷川弥一氏が株主の一人として掲載されているが、その後、「農業会議の方は、農業ができるか、できないか、農作業ができるか、できないか、それだけで判断していました。ですから、そこで、谷川代議士とか谷川貞子さんは、農業会議の方から、外してくださいというふうなアドバイスを受けました。(永田証人証言)」として、谷川喜一氏が自ら代表取

締役を務める(株)T・G・F設立までに、兩名を構成員から外したという経緯もあり、このことをして法人役員の構成要件が通常と異なることなども、知り得ていたと考えられる。

また、県農業会議からは、役員構成について、永田氏に対し、本当に計画通り実行できるのか、農業従事と農作業従事の違いも説明しながら、何度も確認されており、それを受けた永田氏は、「その点は、再度、谷川社長の方にお聞きして、みんなやるつもりだということでしたので、農業会議の方に最終的な回答をいたしました。」と証言しており、永田氏と谷川喜一氏の意味疎通に齟齬があるとは思われない。

4) 谷川喜一氏自身は、本委員会における最初の証言では、「4要件におきましては、一つは株式会社であるということ。農業収入が50%以上あるということ。また、株主、構成員は原則150日以上農業に従事しなければならないということ。また、代表者、責任者は原則150日以上農業従事ないしは60日以上農作業をしなければならないということだというふうに理解をしております。」「農業従事といいますのは経営全般、実際に農地での農作業を行わなくてもデスクワークや、販路の開拓であるとか、そういうところも含めたものだというふうに理解をしております。農作業は実際に農地に入って、実際に土と触れ合うというものであるというふうに認識をしております。」と正確に述べている。しかし、後には「農業生産法人の4要件に関しましては、特別委員会等を通しまして改めて学ばせていただいた部分がありまして、設立当初は内容が十分ではなかったというふうに思います。」「間違いありません。当初、農作業、農業従事の区別がついておりませんでした。」「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりますので、」と証言し、申請当時は、要件について理解していなかったことを強調している。

加えて、県農業会議の相談時に作成された異業種参入支援事業相談等処理カードに「農業生産法人の構成員と役員の要件については、谷川喜一社長の了解を得て以下の形で進める」と、また、出資額についても「谷川喜一社長と協議中」と記載されており、逐一、谷川喜一氏と協議のうえ、事務を進めていることが窺えるが、谷川喜一氏は、申請の際の書類については、「正直全幅の信頼を持って任せていた部分がありまして、流れ作業的な捺印であったのは間違いのないと思います。

私自身が当然自分の名前と社判が入っておりますので確認をとって進めていくところでありましてけれども、その当時、正確に把握をして印を押したかと言われれば、それはあいまいなものしかなかったと言わざるを得ないと思います。」と証言している。

1)で指摘したとおり、谷川喜一氏は、虚偽の申請を認識していたと言え、さらに2)、3)及び4)の前段の内容から、設立に必要な要件も知っていたものと認められることから、4)の後段の証言は虚偽であると断定する。

この虚偽の陳述は、入植者選定に関して誤りがなかったかどうかを事実と照らして行う本委員会の審査に、重大な影響を与えるものであり、単に、記憶に反した証言として看過できるものではない。

よって、本委員会としては地方自治法第100条第7項の規定に該当する虚偽の陳述と認め、同条第9項の規定に基づき、次のとおり告発を行う動議を提出することを決定した。

谷川喜一氏の虚偽の陳述に対する地方自治法第100条第9項の規定に基づく
告発に関する動議(案)

1)平成19年2月、大村市農業委員会に(株)T・G・Fが提出した「農業経営基盤強化促進事業申出書」に添付されている資料において、谷川喜一氏は、農作業に90日間従事すると記載され、谷川富貴氏においては、農作業従事日数150日と記載されている。

しかし、谷川喜一氏は、(株)谷川建設、(株)谷川商事、(株)マルキ開発の代表取締役を兼務しており、その業務量から考えると、社会通念上、要件を充足させることは困難である。

また、「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりませんで、平成20年2月に永田証人の方から、要件を満たしていない旨、私の方に報告がありました。」との谷川喜一証人の証言にあるように、実際、その要件を充足することはできていない。

さらに、平成19年度の農業生産法人の報告書によると、従事日数は0日と報告されており、充足できないどころか、従事の実績すらないものである。

次に、谷川富貴氏については、当時、妊娠中であり、150日もの農作業への従事は実質不可能と考えられる。

実際、平成19年度の農業生産法人の報告書によると、従事日数は0日と報告されている。

加えて、小柳証人の証言では、「現在は、諫早の干拓地に集中しており、大村市は年2~3回程度の手入れを行っている状況。」と述べられており、本委員会が平成23年10月11日に行った現地視察においても、植えられた樹木の中には枯れかけているものもあり、収穫は望める状況にはなく、大村市での営農の実績はほとんどなかったと考えざるを得ない状況である。

これらの日数の記載は、この申請のみではなく、平成19年6月に大村市に行っ

た「農業経営改善計画認定申請書」、平成19年8月に(財)長崎県農業振興公社に行った「諫早湾干拓農地借受申出書」、平成19年8月に諫早市に行った「農業経営改善計画認定申請書」などにおいても冒頭に記したものと同様の数字が使用されている。

さらに、谷川富貴氏、田丸加代子氏(㈱T・G・F元取締役)両名に、「㈱T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績について」証言を求めため出頭を請求したところ、出頭しない旨の上申書が提出されたが、その中で「証言を求める事項」は、「農地法違反による刑事罰の対象となる事項に関して証言を求めるものであること。」、「谷川喜一氏が刑事訴追を受けるおそれがある事項に関するものである。」と記載されており、このことは、申請内容に虚偽の事実が記載されていると自認したとも言える内容である。

これらのことから、申請内容について、当初から要件を充足させようという意思は見えず、大村市農業委員会から農業生産法人として認められるための形式上だけの数字であるにとどまらず、計画遂行の意思を汲み取ることができない、実態と異なる架空の記載がなされているばかりか、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえで虚偽の記載をしたものと断じざるを得ない。

これについては、大村市、諫早市農業委員会、諫早市に対する申請についても同様の帰結である。

2) ところで、法人の設立という重大な行為に対し、一般的に設立に直接関係する要件には代表取締役自ら、十分な注意を払うべきであるところであるが、谷川喜一証人は、本委員会において㈱T・G・Fの設立に関し、「昨今の受注環境の厳しさの中、逆にいえば受注がとれていない状況で、私どもの住宅、非木造部門以外の社員も40名を超えるスタッフがおりますが、このメンバーたちになかなか現場を提供できないほど苦戦をしております。これも、私にとって見れば非常に厳しい環境にあると言わざるを得ないと思っております。

なぜ農業を目指したかというご質問がありました。先ほどお話しさせていただきましたように、公共工事に関しましても受注状況は非常に厳しい。また、住宅業界におきましても、これから先、人口減少の中、当然市場が狭まる中、市場を求めて九州各県、支店展開をしておりますが、それでも着工戸数は落ちてまいります。その中で、ここ10年、15年に関しましては、着工戸数ないしはリフォームに対して力を入れて経営努力をしていきたい、経営努力で何とかしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、10年、20年を見た時に、今のままでは当然成り立たないだろうということで、もう一つの柱を持ちたいということで農業を選択させていただいたということです。

私ども、41年目を迎えておりますが、定年退職者の方も当然これから多く出

てこられる中で、また、第二の人生を谷川で歩んでいただくためにも、そういった受け皿があってもいいのではないかと、農業を選択させていただきました。その中で今回の農業に関しましては、一つは大村の草場の果樹園の問題と、諫早湾干拓に対する入植の問題と、それぞれに国内、国外を含めまして、これは将来性、将来的な見通しがあるのではないかと。

草場に関しましては耕作放棄地、遊休地がたくさん、あの斜面に広がっておりますので、あの斜面を小豆島のようにオリーブ畑に変えていくことで、実を我々が収穫する、もしくは実自体をとっていただいた方から我々が購入する、こういったことで、我々自身が作物を育てる、もしくは協力農家の方々に育てていただくというようなことで成り立つのではないかと、また、諫早湾干拓地の方では、大規模な農地になりますので、あれだけ広大なフラットな農地は日本全国探しても、北海道以外にはないということで、省力化した農業経営ができるのではないかと。このような考えをもって、具体的に検討を始めたということになると思います。

これから農地に対しましてはさまざまな問題も、今現在、例えば土づくりの観点からいきましても、なかなか売上げ的にも貢献できていないところがありますが、5年、7年、10年という中では確実に収益が残せる土壌でもあり、また規模的にも広がっていくものだというふうに確信をして、今現在、経営を進めている状況にあると思います。」との証言をしており、佃T・G・Fの設立については、農業経営に携わって行くという、並々ならぬ決意とともに、なおのこと力を入れていたものと思われ、従って、会社経営者として当然に会社設立に関する法定の手続きや借上げ予定農地についても十分承知していたと窺われる。

さらに、新聞報道がなされた後、代表取締役を辞任した理由として、谷川喜一証人は「農業に対する思いはありましたが、現実問題として、従事日数等含めて不足しているということで、これは言いますように、マスコミの報道と、また、実際の従事日数等の問題を考えて辞任をした。」と証言しており、自身が農業生産法人にかかる要件を満たしていないことを認識していたことが窺えるものである。

- 3) 加えて、まず、当初に設立を企図していた佃谷川農場(仮称)の構成員に役員として谷川弥一氏が株主の一人として掲載されているが、その後、「農業会議の方は、農業ができるか、できないか、農作業ができるか、できないか、それだけで判断していました。ですから、そこで、谷川代議士とか谷川貞子さんは、農業会議の方から、外してくださいというふうなアドバイスを受けました。(永田証人証言)」として、佃T・G・F設立までに、構成員から外したという経緯もあることから、法人役員の構成要件が通常と異なることなども、谷川喜一

氏は、知り得ていたと考えられる。

また、県農業会議からは、役員構成について、永田氏に対し、本当に計画通り実行できるのか、農業従事と農作業従事の違いも説明しながら、何度も確認されており、それを受けた永田氏は、「その点は、再度、谷川社長の方にお聞きして、みんなやるつもりだということでしたので、農業会議の方に最終的な回答をいたしました。」と証言しており、永田氏と谷川喜一氏の意味疎通に齟齬があるとは思われない。

4) 谷川喜一氏自身は、本委員会における最初の証言では、「4要件におきましては、一つは株式会社であるということ。農業収入が50%以上あるということ。また、株主、構成員は原則150日以上農業に従事しなければならないということ。また、代表者、責任者は原則150日以上農業従事ないしは60日以上農作業しなければならないということだというふうに理解をしております。」「農業従事といいますのは経営全般、実際に農地での農作業を行わなくてもデスクワークや、販路の開拓であるとか、そういうところも含めたものだというふうに理解をしております。農作業は実際に農地に入って、実際に土と触れ合うというものであるというふうに認識をしております。」と正確に述べている。しかし、後には「農業生産法人の4要件に関しましては、特別委員会等を通して改めて学ばせていただいた部分がありまして、設立当初は内容が十分ではなかったというふうに思います。」「間違いありません。当初、農作業、農業従事の区別がついておりませんでした。」「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりますで、」と証言し、申請当時は、要件について理解していなかったことを強調している。

加えて、県農業会議の相談時に作成された異業種参入支援事業相談等処理カードに「農業生産法人の構成員と役員要件については、谷川喜一社長の了解を得て以下の形で進める」と、また、出資額についても「谷川喜一社長と協議中」と記載されており、逐一、谷川喜一氏と協議のうえ、事務を進めていることが窺えるが、谷川喜一氏は、申請の際の書類については、「正直全幅の信頼を持って任せていた部分がありまして、流れ作業的な捺印であったのは間違いのないと思います。

私自身が当然自分の名前と社判が入っておりますので確認をとって進めていくところでありましてけれども、その当時、正確に把握をして印を押したかと言われれば、それはあいまいなものしかなかったと言わざるを得ないと思います。」と証言している。

1) で指摘したとおり、谷川喜一氏は、虚偽の申請を認識していたと言え、さらに2)、3)及び4)の前段での内容から、設立に必要な要件も知っていたものと認められることから、4)の後段の証言は虚偽のものと断定するが、この虚

偽の陳述は、入植者選定に関して誤りがなかったかどうか事実と照らして行う本委員会の審査において、重大な影響を与えるものであり、単に、記憶に反した証言を行ったものと看過できるものではない。

よって、本県議会としては地方自治法第100条第7項の規定に該当する虚偽の陳述と認め、同条第9項の規定に基づき、谷川喜一氏を告発する。

なお、告発にかかる必要な手続については、議長に一任する。

2 株式会社T・G・Fの諫早湾干拓地への入植決定を取り消すことを財団法人長崎県農業振興公社に求める決議の提出

諫早湾干拓農地借受申出書の添付資料「営農計画書」に谷川喜一氏が年間90日間、田丸加代子氏は60日間、谷川富貴氏は150日間、自家農業に従事すると記載されているが、Ⅷ1、1)で述べている理由と同様の理由により、これは、虚偽の記載である。

さらに、申出書の内容に、主な生産品目の販売先としてカルビーポテト(株)等と記載されており、後述の評価点数の評価に大きな影響を与えることとなるが、売上計画においても、これは全体の1割程度に過ぎないものである。

取引の根拠としている、取引証明書についても内容を見る限り、数量等の記載もなく、根拠としては不十分なものと言わざるを得ない。

加えて、入植後3年目の収支計画では、売り上げ1億6千万円弱で2百万円弱の黒字を見込んでいるが、平成22年度の農業売上実績は、その4分の1に過ぎず、農業売上だけでは、黒字にならず、農業以外の売上を計上し、黒字を確保している。

確かに、入植面積は60haから32haと半分程度になっているが、計画では200万円弱の黒字を見込んでいたものが、実際には農業売上だけでは、1,000万円を越える赤字となっており、当初の計画自体に疑問が生じてくる。

また、資本金については、当初200万円で法人を設立しており、これについても大規模農業を目指す法人としては如何なものかと考えるが、入植決定直後の5月20日には、資本を減額し、60万円になっている。

こうしたことは、まさに、申請内容が単なる将来計画ということにとどまらず、計画遂行の意思、並びに農業で自立する意欲と能力を有するものと汲み取ることができない、実態と異なる架空の記載がなされているばかりか、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえでの虚偽の記載による申し出となっている。

この申請にかかる虚偽の記載及び根拠が不明朗な記載は、単に誤った情報を記載したという事実にとどまらず、これらがまかりとおることで、有望で意欲ある農業者の入植に対する意欲を減退させ、現在、意欲的に営農を行っている入植者に対しても悪影響を与えるものであり、超長期の返済計画など包括外部監査においても今後の経営について危ぶまれている現状において、

将来への禍根となりかねない。

よって、本特別委員会は、(株)T・G・Fの行為が諫早湾干拓農地保有合理化促進事業実施要領の第3に違反するものとして貸付通知書の交付の取消しをすべきものとして、下記内容の決議を行う動議を提出することを決定した。

株式会社T・G・Fの諫早湾干拓地への入植決定の取り消し
を財団法人長崎県農業振興公社に求める決議（案）

諫早湾干拓農地借受申出書の添付資料「営農計画書」に谷川喜一氏が年間90日間、田丸加代子氏は60日間、谷川富貴氏は150日間、自家農業に従事すると記載されているが、谷川喜一氏は、(株)谷川建設、(株)谷川商事、(株)マルキ開発の代表取締役を兼務しており、その業務量から考えると、社会通念上、要件を充足させることは困難である。

実際、「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりませんで、平成20年2月に永田証人の方から、要件を満たしていない旨、私の方に報告がありました。」との谷川喜一証人の証言にあるように、その要件を充足することはできていなかったものである。

このことは、平成19年度の農業生産法人の報告書によっても確認でき、その中では、従事日数は0日と報告されており、充足できないどころか、従事の実績すらないものである。

谷川富貴氏については、当時、妊娠中であり、150日もの農作業への従事は実質不可能と考えられる。

実際、平成19年度の農業生産法人の報告書によると、従事日数は0日と報告されている。

これらの日数の記載は、この申請のみではなく、平成19年2月に大村市農業委員会に行った「農業経営基盤強化促進事業申出書」、平成19年6月に大村市に行った「農業経営改善計画認定申請書」、平成19年8月に諫早市に行った「農業経営改善計画認定申請書」などにおいても冒頭に記したものと同様の数字が使用されている。

また、谷川富貴氏、田丸加代子氏（(株)T・G・F元取締役）両名に、「(株)T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績について」証言を求めため出頭を請求したところ、出頭しない旨の上申書が提出されたが、その中で「証言を求める事項」は、「農地法違反による刑事罰の対象となる事項に関して証言を求めるものであること。」、「谷川喜一氏が刑事訴追を受けるおそれがある事項に関するものである。」と記載されており、このことは、申請内容に虚偽の事実が記載されていると自認したとも言える内容である。

さらに、申出書の内容に、主な生産品目の販売先としてカルビーポテト(株)等と記載されており、後述の評価点数の評価に大きな影響を与えることとなるが、売上計画においても、これは全体の1割程度に過ぎないものである。

取引の根拠としている、取引証明書についても内容を見る限り、数量等の記載もなく、根拠としては不十分なものと言わざるを得ない。

加えて、入植後3年目の収支計画では、売り上げ1億6千万円弱で2百万円弱の黒字を見込んでいるが、平成22年度の農業売上実績は、その4分の1に過ぎず、農業売上だけでは、黒字にならず、農業以外の売上を計上し、黒字を確保している。

確かに、入植面積は60haから32haと半分程度になっているが、計画では200万円弱の黒字を見込んでいたものが、実際には農業売上だけでは、1,000万円を越える赤字となっており、当初の計画自体に疑問が生じてくる。

また、資本金については、当初200万円で法人を設立しており、これについても大規模農業を目指す法人としては如何なものかと考えるが、入植決定直後の5月20日には、資本を減額し、60万円になっている。

こうしたことは、まさに、申請内容が単なる将来計画ということにとどまらず、計画遂行の意思、並びに農業で自立する意欲と能力を有するものと汲み取ることができない、実態と異なる架空の記載がなされているばかりか、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえでの虚偽の記載による申し出となっている。

この申請にかかる虚偽の記載及び根拠が不明朗な記載は、単に誤った情報を記載したという事実にとどまらず、これらがまかりとおることで、有望で意欲ある農業者の入植に対する意欲を減退させ、現在、意欲的に営農を行っている入植者に対しても悪影響を与えるものであり、超長期の返済計画など包括外部監査においても今後の経営について危ぶまれている現状において、将来への禍根となりかねない。

よって、本県議会は、(株)T・G・Fの行為が諫早湾干拓農地保有合理化促進事業実施要領の第3に違反するものとして財団法人長崎県農業振興公社に対し、貸付通知書の交付の取消しを強く求めるものである。

以上、決議する。

3 株式会社T・G・Fに対し、平成25年4月1日以降において諫早湾干拓地の利用の継続を認めないことを財団法人長崎県農業振興公社に求める決議の提出

諫早湾干拓農地借受申出書の添付資料「営農計画書」に谷川喜一氏が年間90日間、田丸加代子氏は60日間、谷川富貴氏は150日間、自家農業に従事すると記載されているが、Ⅷ1、1)で述べているとおり、これは、虚偽の記載である。

さらに、申出書の内容に、主な生産品目の販売先としてカルビーポテト(株)等と記載されており、後述の評価点数の評価に大きな影響を与えることとなるが、売上計画においても、これは全体の1割程度に過ぎないものである。

取引の根拠としている、取引証明書についても内容を見る限り、数量等の記載もなく、根拠としては不十分なものと言わざるを得ない。

加えて、入植後3年目の収支計画では、売り上げ1億6千万円弱で2百万円弱の黒字を見込んでいるが、平成22年度の農業売上実績は、その4分の1に過ぎず、農業売上だけでは、黒字にならず、農業以外の売上を計上し、黒字を確保している。

確かに、入植面積は60haから32haと半分程度になっているが、計画では200万円弱の黒字を見込んでいたものが、実際には農業売上だけでは、1,000万円を越える赤字となっており、当初の計画自体に疑問が生じてくる。

また、資本金については、当初200万円で法人を設立しており、これについても大規模農業を目指す法人としては如何なものかと考えるが、入植決定直後の5月20日には、資本を減額し、60万円になっている。

こうしたことは、まさに、申請内容が単なる将来計画ということにとどまらず、計画遂行の意思、並びに農業で自立する意欲と能力を有するものと汲み取ることができない実態と異なる架空の記載がなされているばかりか、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえでの虚偽の記載による申し出となっている。

上記に加え、農業だけでは経営が成り立たないため、平成21年度から(株)谷川建設が行うシロアリ駆除などの販売・管理業務を代行することで手数料収入を得ているが、平成21年度は、総売上2,800万円のうち800万円、平成22年度は、総売上5,500万円のうち1,500万円と総売上の3割近くを占めるものとな

っているが、これらに関わる従業員として、正社員は、現在2名に過ぎない。
この正社員2名によって、32haという大規模農業が確実に展開できるかも疑問なしとしないところであるが、これに加えてシロアリ駆除や建設資材の販売の管理業務の代行手数料により1,500万円という売上額を計上するということは、商行為として社会通念上、ほとんど考えられず、(株)T・G・Fの経営状況について、大きな疑念を抱かざるを得ない。

このことは、農地法上の要件に抵触しないまでも、莫大な公費を投入するなか、本件の農業振興のあり方として画期的な大規模農業を実践するものとして、県民期待の事業であり、それを担う選ばれた経営体としては、本来は、農業のみで成り立つべきものであり、生産性を高め、農業収入を上げることで、本件農業の牽引役としての役割を期待されているものであることを考慮すると、甚だ適格性を欠くものと言わざるを得ない。

さらに、リース料については、現在は、設定額から減額された金額となっているが、5年後となる来年度には、改定が予定されており、本来の設定額に戻される予定となっている。

このことは、一般的に、入植後、5年間で経営を軌道に乗せることが可能と考えられており、その実践を求められているものと思われる。

以上のことから、入植後の農業経営に対して真摯に取り組んでいるのか、取り組む意欲があるのか、甚だ疑問であり、農業で自立できる意欲と能力を有するものとは認めることはできない。

また、要件違反の部分は補正されたとはいえ、虚偽の申請によって入植した営農者に対し、そのまま入植を認め続けることは、他の入植者に対する悪影響のみならず、諫早湾干拓地への入植に対する県民の不信を招くものであることから、農地の利用を継続させることを認めることはできない。

よって、本特別委員会は、(株)T・G・Fに平成25年3月31日で期間が満了する農地の利用を継続させることを認めることはできないことから、下記内容の決議を行う動議を提出することを決定した。

株式会社T・G・Fに対し、平成25年4月1日以降において諫早湾干拓地の利用の継続を認めないことを財団法人長崎県農業振興公社に求める決議
(案)

諫早湾干拓農地借受申出書の添付資料「営農計画書」に谷川喜一氏が年間90日間、田丸加代子氏は60日間、谷川富貴氏は150日間、自家農業に従事すると記載されているが、谷川喜一氏は、(株)谷川建設、(株)谷川商事、(株)マルキ開発の代表取締役を兼務しており、その業務量から考えると、社会通念上、要件を充足させることは困難である。

実際、「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりませんで、平成20年2月に永田証人の方から、要件を満たしていない旨、私の方に報告がありました。」との谷川喜一証人の証言にあるように、その要件を充足することはできていなかったものである。

このことは、平成19年度の農業生産法人の報告書によっても確認でき、その中では、従事日数は0日と報告されており、充足できないどころか、従事の実績すらないものである。

谷川富貴氏についても、当時、妊娠中であり、150日もの農作業への従事は実際不可能と考えられるが、実際、平成19年度の農業生産法人の報告書によると、従事日数は0日と報告されている。

これらの日数の記載は、この申請のみではなく、平成19年2月に大村市農業委員会に行った「農業経営基盤強化促進事業申出書」、平成19年6月に大村市に行った「農業経営改善計画認定申請書」、平成19年8月に諫早市に行った「農業経営改善計画認定申請書」などにおいても冒頭に記したものと同様の数字が使用されている。

また、谷川富貴氏、田丸加代子氏(株)T・G・F元取締役)兩名に、「(株)T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績について」証言を求めるため出頭を請求したところ、出頭しない旨の上申書が提出されたが、その中で「証言を求める事項」は、「農地法違反による刑事罰の対象となる事項に関して証言を求めるものであること。」、「谷川喜一氏が刑事訴追を受けるおそれがある事項に関するものである。」と記載されており、このことは、申請内容に虚偽の事実が記載されていると自認したとも言える内容である。

さらに、申出書の内容に、主な生産品目の販売先としてカルビーポテト(株)等と記載されており、後述の評価点数の評価に大きな影響を与えることとなるが、売上計画においても、これは全体の1割程度に過ぎないものである。

取引の根拠としている、取引証明書についても内容を見る限り、数量等の記載もなく、根拠としては不十分なものと言わざるを得ない。

加えて、入植後3年目の収支計画では、売り上げ1億6千万円弱で2百万円弱の黒字を見込んでいるが、平成22年度の農業売上実績は、その4分の1に過ぎず、農業売上だけでは、黒字にならず、農業以外の売上を計上し、黒字を確保している。

確かに、入植面積は60haから32haと半分程度になっているが、計画では200万円弱の黒字を見込んでいたものが、実際には農業売上だけでは、1,000万円を越える赤字となっており、当初の計画自体に疑問が生じてくる。

また、資本金については、当初200万円で法人を設立しており、これについても大規模農業を目指す法人としては如何なものかと考えるが、入植決定直後の5月20日には、資本を減額し、60万円になっている。

こうしたことは、まさに、申請内容が単なる将来計画ということにとどまらず、計画遂行の意思、並びに農業で自立する意欲と能力を有するものと汲み取ることができない、実態と異なる架空の記載がなされているばかりか、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえでの虚偽の記載による申し出となっている。

上記に加え、農業だけでは経営が成り立たないため、平成21年度から憺谷川建設が行うシロアリ駆除などの販売・管理業務を代行することで手数料収入を得ているが、平成21年度は、総売上2,800万円のうち800万円、平成22年度は、総売上5,500万円のうち1,500万円と総売上の3割近くを占めるものとなっているが、これらに関わる従業員として、正社員は、現在2名に過ぎない。

この正社員2名によって、32haという大規模農業が確実に展開できるかも疑問なしとしないところであるが、これに加えてシロアリ駆除や建築資材の販売の管理業務の代行手数料により1,500万円という売上額を計上するということは、商行為として社会通念上、ほとんど考えられず、憺T・G・Fの経営状況について、大きな疑念を抱かざるを得ない。

このことは、農地法上の要件に抵触しないまでも、莫大な公費を投入するなか、本件の農業振興のあり方として画期的な大規模農業を実践するものとして、県民期待の事業であり、それを担う選ばれた経営体としては、本来は、農業のみで成り立つべきものであり、生産性を高め、農業収入を上げることで、本件農業の牽引役としての役割を期待されているものであることを考慮すると、甚だ適格性を欠くものと言わざるを得ない。

さらに、リース料については、現在は、設定額から減額された金額となっているが、5年後となる来年度には、改定が予定されており、本来の設定額に戻される予定となっている。

このことは、一般的に、入植後、5年間で経営を軌道に乗せることが可能と考えられており、その実践を求められているものと思われる。

以上のことから、入植後の農業経営に対して真摯に取り組んでいるのか、取り組む意欲があるのか、甚だ疑問であり、農業で自立できる意欲と能力を有するも

のとは認めることはできない。

また、要件違反の部分は補正されたとはいえ、虚偽の申請によって入植した営農者に対し、そのまま入植を認め続けることは、他の入植者に対する悪影響のみならず、諫早湾干拓地への入植に対する県民の不信を招くものであることから、農地の利用を継続させることを認めることはできない。

よって、本県議会は、株式会社T・G・Fに対し、平成25年4月1日以降において諫早湾干拓地の利用の継続を認めないことを財団法人長崎県農業振興公社に求めるものである。

以上、決議する。